

共同研究申請書

年 月 日

茨城県立医療大学長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり共同研究をしたいので、茨城県立医療大学共同研究費取扱規程第 4 条の規定により申請します。

1 研究の題目	
2 研究の目的及び内容	
3 研究実施場所	
4 研究期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 研究者	別添研究者名簿のとおり
6 研究経費負担額	金 円(ただし、光熱水費を除く)
7 茨城県立医療大学教員が所属する学科長等の承認	上記の共同研究を承認します。 茨城県立医療大学 長
8 共同研究に係る利益相反について	茨城県立医療大学利益相反規程第 3 条に該当する事項が生じた際は、規程に基づき速やかに報告します。 共同研究者 所属・職 氏名
9 その他必要な事項	

光熱水費については原則として別途実費を負担する。

ただし、実費負担ができない場合は、研究経費負担額の内、5%に相当する額を光熱水費として徴収する。

共同研究者名簿

区 分	研 究 者 の 氏 名	所 属 ・ 職 名
申請者の 機関に 所属する 研究員	茨城県立医療大学 に派遣される研究員	
	申請者の施設に おいて当該研究に 従事する研究員	
共同研究参加予定の 茨城県立医療大学教員等		

共同研究計画書

1	研究題目					
2	研究の目的・内容					
3	研究期間 年 月 日 ~ 年 月 日					
4	研究実施場所					
5	研究の実施体制（研究代表者は、氏名の左側に○印を記入すること）					
	区分	氏名	所属・職名	研究分担		
	茨城県立医療大学					
	共同研究申請者					
6	研究に要する経費					
	経費負担区分	金額(千円)	内 訳 (千円)			
			賃金	旅費	消耗品費	備品購入費
	民間等					
	県					
	合 計					

7 設備備品の明細				
品名	仕様 (製造会社名・型)	数量	単価 (千円)	金額 (千円)

8 経費の明細					
旅費		消耗品費		その他	
事項	金額 (千円)	品名	金額 (千円)	事項	金額 (千円)

研究全体の概要（研究期間，研究に要する経費等）がわかる資料を1部添付すること。

共同研究受入承認書

(申請者) 殿

茨城県立医療大学

学長 (氏名)

年 月 日付けで申請のあった共同研究について、下記のとおり受入を承認します。

記

1 研究の題目	
2 研究代表者	所属
	職・氏名
3 共同研究期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 共同研究の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 茨城県立医療大学共同研究費取扱規程その他関係法令を遵守すること。・ 共同研究は別添の共同研究計画書に基づき実施すること。

*共同研究の条件は、当該共同研究に応じて適宜付すること。

様式第4号

共同研究契約書

茨城県立医療大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、
に関する研究について、次の条項により共同研究契約を締結する。

（共同研究）

第1条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

- （1）研究の題目
- （2）研究の目的
- （3）研究の内容
- （4）研究実施場所

（共同研究の実施期間）

第2条 共同研究の実施期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（研究者）

第3条 甲及び乙は、それぞれ別表1に掲げる者をもって共同研究を行うものとする。

（研究経費の負担）

第4条 乙は、共同研究に必要な経費（以下「研究経費」という。）として、金 円
を負担するものとする。

（研究経費の支払方法）

第5条 乙は、前条の研究経費を甲が発行する納入通知書により支払わなければならない。

2 甲は、乙が研究経費を指定の期日までに支払わないときは、この契約を解除することができる。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第6条 研究経費により取得した設備等は、茨城県（以下「県」という。）に帰属するものとする。

（施設及び設備の提供）

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表2に掲げる施設及び設備を共同研究の利用に供するものとする。

（共同研究の中止又は期間の延長）

第8条 天災その他共同研究の遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、共同研究を中止し、
又は期間を延長することができる。

（研究経費の返還）

第9条 既納の研究経費は還付しない。ただし、甲が特別の理由があると認めたときはその全部又は一部
を返還することができる。

（共同研究の実施期間の延長等に伴う研究経費の追加負担）

第10条 甲乙協議の上、やむをえない事由により研究期間を延長する場合等は、その事由に応じ乙に研
究経費の追加負担を求めることがある。

（特許出願）

第11条 甲及び乙は、甲又は乙に属する教員等が共同研究の結果、独自の発明を行い、当該発明に係る
特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、事前にそれぞれ甲又は乙の同
意を得るものとする。

2 共同研究の結果発生した特許権及び特許を受ける権利の内、茨城県職員の職務発明等に関する規程（昭
和62年茨城県訓令第8号）及び茨城県立医療大学教員の職務発明等に関する内規（平成7年4月6日
教授会決定）に基づき県に帰属するとされたものについては県及び乙の共有とし、特許の出願は共同し
てこれを行う。ただし、県は乙から当該特許を受ける権利を承継した場合は、県が単独で出願するもの
とする。

3 前項の規定により共同して出願するときは、県及び乙の持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共
同出願を行うものとする。

（優先実施権）

第12条 県は、共同研究の結果生じた発明であって、県が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権を乙又は乙の指定する者に限り、出願の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

2 県は、共同研究の結果生じた発明であって、県及び乙の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を乙の指定する者に限り、出願の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

3 県は、前項の期間経過後であっても、乙に正当な理由があるときは、乙に共有に係る特許権等を優先的に実施させることができる。

4 県は、乙又は乙の指定する者が、県が承継した特許権等又は共有に係る特許権等を、前項に規定する優先の実施の期間中、その第二年度以降において正当な理由なく実施しないとき又は当該特許権等を優先的に実施することが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、乙又は乙の指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾できる。

（実施料）

第13条 乙は、県が承継した特許権等又は共有に係る特許権等を実施しようとするときは、別に定める実施契約により実施料を県に支払わなければならない。

2 県は、乙の指定する者又は第三者に甲が承継した特許権等又は共有に係る特許権等を実施させるときは、別に定める実施契約により実施料を乙の指定する者又は第三者に支払わせるものとする。

3 共有に係る特許権等の実施料は、県及び乙の持分に応じてこれを定めるものとする。

（実用新案権等の取扱い）

第14条 第11条から第13条の規定は、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等並びにこれらの権利を受ける権利について準用する。

（研究成果の公表）

第15条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとし、公表の時期及び方法等は甲乙協議して定めるものとする。

（協議）

第16条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4669番地2
氏 名 茨城県立医療大学 学長 印

乙 住 所
氏 名 印

別表 1

共同研究者名簿

区 分		研 究 者 の 氏 名	所 属 ・ 職 名
申請者の 機関に 所属する 研究員	茨城県立医療大学 に派遣される研究員		
	申請者の施設に おいて当該研究に 従事する研究員		
共同研究参加予定の 茨城県立医療大学教員等			

別表 2

区 分	施設の名称	設 備		
		名 称	形式・仕様	数 量
甲				
乙				

(注) 上記の他，共同研究上必要に応じた施設及び設備の使用については，甲乙協議の上，定めるものとする。

共同研究受入報告書

茨城県知事 殿

県立医療大学長

下記共同研究については、別添研究計画書及び契約書写しのとおり受け入れましたので報告します。

記

- 1 研究の題目
- 2 研究の期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 共同研究費
- 4 研究担当者 別添研究者名簿のとおり
- 5 その他

共同研究費変更承認申請書

茨城県立医療大学長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで承認のあつた共同研究について既納の共同研究費に過不足が生じると認められ、共同研究担当者及び当該担当者が所属する学科等の長と協議の結果その同意を得たため、下記のとおり共同研究費を変更したいので申請します。

記

1 変更理由			
2 変更すべき 共同研究費	変更予定額	当初額	差引増減額
3 共同研究費変更に伴う条件	別紙共同研究費変更契約書(案)のとおり		
4 その他			
5 共同研究担当 者が所属する学 科長等の承認	上記の共同研究費変更に同意します。 職・氏名		

備考 差引増減額の内訳書を様式第2号の「6 研究に要する経費」に準じて、及び明細書を「7 設備備品の明細」及び「8 経費の明細」に準じて作成し添付すること。

共同研究費変更契約書

研究の題目

年 月 日付け締結した共同研究契約書第10条に基づき、茨城県立医療大学(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間において協議の結果、共同研究費の変更を行うことで協定したので本契約を締結するものとする。

第1条 共同研究費は下記のとおりとし、乙は自らが負担する増減額 円也を本学の発行する納入伝票により 年 月 日までに納入するものとする。

変更後の共同研究費	円 (内、乙の負担額	円)
変更前の共同研究費	円 (内、乙の負担額	円)
差引増減額	円 (内、乙の負担額	円)

2 乙が共同研究費を前項の指定期日までに納入しないときは、甲は、本契約および 年 月 日付け共同研究契約を解除することができる。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県立医療大学
学長 印

乙 住所
氏名 印

年 月 日

共同研究費変更決定通知書

(共同研究担当者) 殿

県立医療大学長

年 月 日付で「申請者氏名」より申請のあった下記の共同研究費の変更については承認し、変更契約を締結しましたので通知します。

記

- 1 研究の題目
- 2 共同研究機関
- 3 共同研究費変更額 別紙共同研究費変更契約書写のとおり
- 4 その他

共同研究費変更決定報告書

茨城県知事 殿

県立医療大学長

下記の共同研究費の変更については、変更契約を締結しましたので報告します。

記

- 1 研究の題目
- 2 共同研究機関
- 3 共同研究費変更額 別紙共同研究費変更契約書写のとおり
- 4 その他

様式第10号

年 月 日

その1

共同研究完了報告書

茨城県立医療大学長 殿

共同研究担当者 所属

職・氏名

このたび、共同研究が完了しましたので、茨城県立医療大学共同研究費取扱規程第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 研究の題目

2 共同研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 共同研究の成果の概要 別添共同研究成果報告書（様式第11号）のとおり

様式第10号

医療大第 号
年 月 日

その2

共同研究完了報告書

(申請者) 殿

茨城県立医療大学

学長 (氏名) 印

年 月 日付け医療大第 号で承認した共同研究が完了しましたので、共同研究
成果報告書を添えて報告します。

記

1 研究の題目

2 共同研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 共同研究の成果の概要 別添共同研究成果報告書(様式第11号)のとおり

様式第10号

医療大第 号
年 月 日

その3

共同研究完了報告書

茨城県知事 殿

県立医療大学長

年 月 日付け医療大第 号で報告した共同研究が完了しましたので、共同研究
成果報告書を添えて報告します。

記

- 1 研究の題目
- 2 共同研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 共同研究の成果の概要 別添共同研究成果報告書（様式第11号）のとおり

共同研究成果報告書

1 研究の題目
2 研究実施体制 別添研究者名簿のとおり
3 研究成果概要